

別紙

諮問第945号

答 申

1 審査会の結論

「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第10条の規定に基づく届出等に関する台帳」の一部開示決定において非開示とした部分のうち、「工事の場所」は開示すべきである。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った「件名 届出済みの建設リサイクル法の届出書の記載事項の一部、内容 工事の種類及び規模が『建築物に係る解体工事』の項目の文書に限定し、以下の情報開示を希望する。・工事概要の内の工事の場所、対象行政区 小金井市、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市。期間 受理受付日が直近3か月分」の開示請求に対し、東京都知事が平成27年4月24日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立書における異議申立人の主張は、以下のとおりである。

ア 異議申立てに係る処分決定された非公開部分である「発注者が個人である工事に係る工事の場所」の公開を求める。

イ 「発注者が個人である工事に係る発注者氏名及び工事の場所」が「個人に関する情報で特定の個人を識別できるため」非公開とされているが、異議申立人の開示請求は「工事の場所」のみであり、「発注者氏名」は開示請求の対象としていない。「工

「工事の場所」のみの開示であれば、その場所において解体工事等がなされていることが分かるのみで、個人を識別することはできないと考える。確かに登記簿情報と照合すれば、地主を特定することは可能であるが、登記簿情報は法務局において必要な手続を行って初めて入手できる情報であって、容易に照合可能といえるものではないと考える。

また、最終的に個人が特定されたとしても、当該地番の場所において解体工事がなされていることは近隣住民には公知の事実であって、「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報」には該当しないと考える。

なお、少なくとも千代田区役所、江東区役所、江戸川区役所、葛飾区役所では、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）の届出に係る工事の場所等の一覧が公開されており、取扱いに差が生じる合理的な理由は存在しないとも考える。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 対象公文書の特定について

異議申立人は、対象公文書のうち、「発注者氏名」は開示請求の対象としておらず、「工事の場所」のみの開示であれば特定の個人を識別できない旨を主張する。

しかし、条例による開示請求の対象は「公文書」であり、開示・非開示等の決定は「公文書単位」で行う必要があるため、「工事の場所」を含む公文書を対象公文書として特定し、(2)に記載の理由により一部開示を決定したものである。

(2) 非開示理由について

対象公文書に記載されている個人の「発注者名」は、特定の個人を識別することができる情報である。また、個人の発注者に係る「工事の場所」は、当該発注者が「工事の場所」記載の場所において解体工事を行うという個人の活動及び財産の状況を明らかにする情報である。よって、いずれも条例7条2号に定める非開示情報に該当する。

異議申立人は、解体工事がなされていることは近隣住民には公知の事実である等の主張をするが、行為の性質上近隣住民が当該事項を知り得る可能性はあるとしても、一般に公にされているものとはいえず、また、条例7条2号イからハまでにも該当しない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成27年 7月15日	諮問
平成27年 9月17日	新規概要説明（第162回第二部会）
平成27年10月14日	実施機関から理由説明書收受
平成27年10月28日	実施機関から説明聴取（第163回第二部会）
平成27年11月26日	審議（第164回第二部会）
平成27年12月21日	審議（第165回第二部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、異議申立ての対象となった公文書並びに実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 建設リサイクル法について

建設リサイクル法は、特定建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の

健全な発展に寄与することを目的とするものである。

また、建設リサイクル法10条において、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事等で一定の規模以上のものの発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等について、都道府県知事（又は建築主事を置く市町村・特別区の長）に届け出なければならないと規定されている。

イ 本件対象公文書について

本件異議申立てに係る開示請求は、「件名 届出済みの建設リサイクル法の届出書の記載事項の一部、内容 工事の種類及び規模が『建築物に係る解体工事』の項目の文書に限定し、以下の情報開示を希望する。・工事概要の内の工事の場所、対象行政区 小金井市、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市。期間 受理受付日が直近3か月分」の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求を受け、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第10条の規定に基づく届出等に関する台帳のうち、工事の種類及び規模が『建築物に係る解体工事』のもの（行政区が、小金井市、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市、受理受付日が直近3か月分のものに限る。）」（以下「本件対象公文書」という。）を対象公文書として特定し、発注者が個人である工事に係る発注者氏名及び工事の場所を条例7条2号に該当するとして、一部開示決定を行った。

なお、実施機関によると、本件対象公文書は、建設リサイクル法10条の規定による届出の状況を国へ報告する等のため、事務管理上、届出事項を一覧にした台帳であり、当該台帳の作成については、法令に特段の定めはなく、また、閲覧には供していないとのことである。

ウ 審査会における審議事項について

異議申立人は、異議申立書において、「発注者が個人である工事に係る工事の場所」（以下「本件非開示情報」という。）の開示を求めているため、審査会では、本件非開示情報の非開示妥当性について判断する。

エ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

オ 本件非開示情報の非開示妥当性について

実施機関の説明によると、本件対象公文書に記載されている個人の「発注者名」は特定の個人を識別することができる情報であり、また、個人の発注者に係る「工事の場所」は、当該発注者が「工事の場所」記載の場所において解体工事を行うという個人の活動及び財産の状況を明らかにする情報であることから、いずれも条例7条2号に定める非開示情報に該当するとのことである。

審査会が本件対象公文書を見分したところ、発注者名が非開示であれば、「工事の場所」のみの記述からは、工事の発注者である特定の個人を識別することができるとまでは認められない。

また、本件非開示情報と他の情報を照合することにより、工事の発注者である特定の個人を識別することができることとなるか否かについて検討すると、本件非開示情報と不動産登記簿を照合することにより、建築物の所有者を特定することは可能である。しかし、建設リサイクル法10条においては、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事等で一定規模以上の工事について、発注者又は自主施工者は、都道府県知事に建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等を届け出なければならないとされているが、建築物の所有者が建設リサイクル法10条に基づく届出書

(以下「届出書」という。)を提出しなければならないとの規定はない。したがって、建築物の所有者が発注者となる可能性は高いものの、必ずしも建築物の所有者が届出書を提出しているとは限らず、所有者以外の発注者から提出されるケースもあり得る。これらのことから、本件非開示情報の記述と不動産登記簿を照合することにより、工事の発注者である特定の個人を識別することができるもまでは認められない。

さらに、解体工事を実施するに当たっては、建設リサイクル法33条において、解体工事業者は、標識を掲示しなければならない旨定められている。しかし、当該標識には工事の発注者の氏名は記載されていないことから、本件非開示情報を公にすることにより、工事の発注者である特定の個人を識別することができるもまでは認められない。

一方、本件非開示情報記載の場所において工事がなされていることは公知の事実であり、本件非開示情報を公にすることにより、工事の発注者である特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものとまでは認められない。

以上のことから、本件非開示情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものとは認められず、また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないことから、条例7条2号に該当せず、開示すべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

横山 洋吉、中村 晶子、野口 貴公美、山田 洋